

掲載頁	現行基準(令和5年10月1日)	改定(令和6年3月1日)	備考																				
1-1-9	<p style="text-align: center;">第1章 測量業務積算基準</p> <p>1-5 近接して発注したい場合の積算 原則として調整計算はしないものとする。</p> <p>1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 安全費(千円) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費等) } (千円) × 安全費率 (注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 3. 成果検定費等には登記手数料を含む。 4. 算出された安全費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。</p> <p>安全費率は表-2を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 安全費率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地 域 場 所</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。 (2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。 安全費に計上できるハブ対策監視員とは、対象地域で測量業務に従事する者のハブ咬傷事故防止のため専らハブの監視を行う者で、ハブの生態や携帯用ハブ毒吸出器の取扱いに精通した者をいい、日額10,400円とする。</p> <p>1-7 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> $\text{電子成果品作成費(千円)} = 2.3 \times x^{0.44}$ <p>ただし、x：直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を以下の式により算出し、千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 直接人件費(千円) = $\Sigma \left[\frac{\text{標準作業量における標準歩掛等の延人日数}}{\text{標準作業量}} \times \text{変化率} \times \text{設計作業量} \times \text{技術者単価} \right]$ 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。</p> <p style="text-align: center;">1-1-9</p>	地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<p style="text-align: center;">第1章 測量業務積算基準</p> <p>1-5 近接して発注したい場合の積算 原則として調整計算はしないものとする。</p> <p>1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 安全費(千円) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費等) } (千円) × 安全費率 (注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 3. 成果検定費等には登記手数料を含む。 4. 算出された安全費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。</p> <p>安全費率は表-2を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 安全費率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地 域 場 所</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。 (2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。 安全費に計上できるハブ対策監視員とは、対象地域で測量業務に従事する者のハブ咬傷事故防止のため専らハブの監視を行う者で、ハブの生態や携帯用ハブ毒吸出器の取扱いに精通した者をいい、日額10,500円とする。</p> <p>1-7 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> $\text{電子成果品作成費(千円)} = 2.3 \times x^{0.44}$ <p>ただし、x：直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を以下の式により算出し、千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 直接人件費(千円) = $\Sigma \left[\frac{\text{標準作業量における標準歩掛等の延人日数}}{\text{標準作業量}} \times \text{変化率} \times \text{設計作業量} \times \text{技術者単価} \right]$ 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。</p> <p style="text-align: center;">1-1-9</p>	地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他																			
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																			
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他																			
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																			